

四十 第56条の2《新幹線鉄道大規模改修準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第56条の2《新幹線鉄道大規模改修準備金》関係</u></p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の均分取崩し)</p> <p><u>56の2-1 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金(連結事業年度において積み立てた新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。以下同じ。)の措置法第56条の2第4項の規定による均分取崩しについては、55-7の2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>56の2-2 新幹線鉄道大規模改修準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55-18及び55の5-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

四十一 第56条の3《ガス熱量変更準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第56条の3《ガス熱量変更準備金》関係</u></p> <p>(熱量変更費用の見積額に異動が生じた場合の調整)</p> <p><u>56の3-1 ガス熱量変更準備金(連結事業年度において積み立てたガス熱量変更準備金を含む。)を積み立てている場合.....措置法令第32条の11第3項.....その異動が生じた日を含む事業年度以後の各事業年</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第56条の2《ガス熱量変更準備金》関係</u></p> <p>(熱量変更費用の見積額に異動が生じた場合の調整)</p> <p><u>56の2-1 措置法第56条の2の規定によりガス熱量変更準備金を積み立てている場合.....措置法令第32条の10第3項.....その異動が生じた日の属する事業年度以後の各事業年度.....</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>度.....</p> <p><u>その異動が生じた日を含む連結事業年度後の各事業年度における積立限度額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(ガス熱量変更準備金の計算方法)</p> <p><u>56の3-2 ガス熱量変更準備金は、措置法第56条の3第1項に規定する熱量変更計画(以下56の3-2及び56の3-3において「熱量変更計画」という。)</u>.....</p> <p>(熱量変更計画が2以上ある場合のガス熱量変更準備金の取崩しの計算)</p> <p><u>56の3-3 法人がガス熱量変更準備金(連結事業年度において積み立てたガス熱量変更準備金を含む。以下同じ。)</u>への積立てを2以上の熱量変更計画...<u>措置法第56条の3第3項、第4項又は第5項第3号</u>.....</p> <p>(ガス熱量変更準備金の取崩しの計算の基礎となる熱量変更費用の額の意義)</p> <p><u>56の3-4 措置法第56条の3第4項第1号</u>.....</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>56の3-5 ガス熱量変更準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55-18及び55の5-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>(ガス熱量変更準備金の計算方法)</p> <p><u>56の2-2 措置法第56条の2のガス熱量変更準備金は、同条第1項に規定する熱量変更計画(以下56の2-2及び56の2-3において「熱量変更計画」という。)</u>.....</p> <p>(熱量変更計画が2以上ある場合のガス熱量変更準備金の取崩しの計算)</p> <p><u>56の2-3 法人がガス熱量変更準備金への積立てを2以上の熱量変更計画</u>...<u>措置法第56条の2第3項、第4項又は第5項第3号</u>.....</p> <p>(ガス熱量変更準備金の取崩しの計算の基礎となる熱量変更費用の額の意義)</p> <p><u>56の2-4 措置法第56条の2第4項第1号</u>.....</p> <p>(特定都市鉄道整備準備金の取扱いの準用)</p> <p><u>56の2-5 措置法第56条の2の規定によるガス熱量変更準備金の積立額の損金算入等については、56-3及び56-4に準じて取り扱うものとする。</u></p>